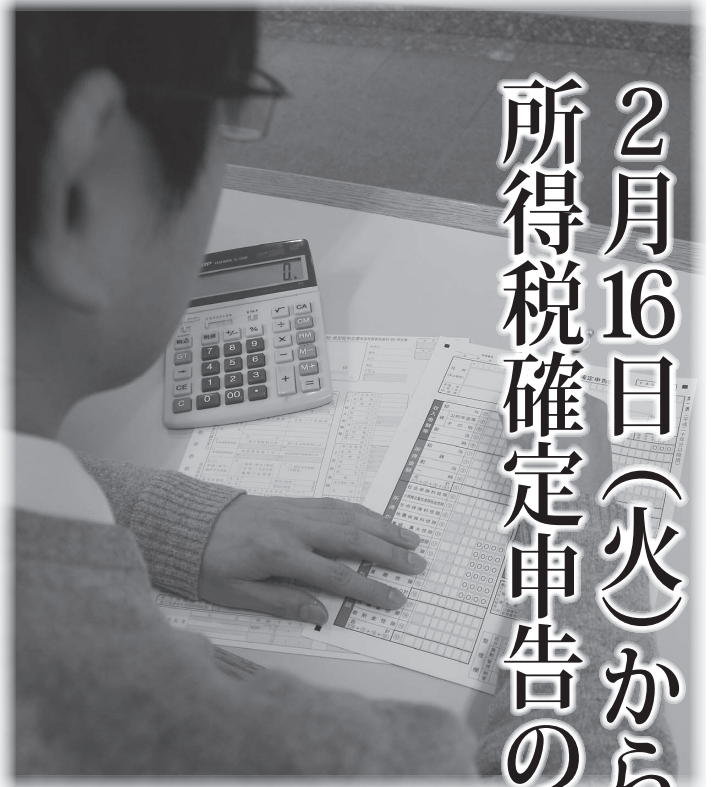


2月16日(火)から、市県民税申告と 所得税確定申告の受付が始まります



市では、申告期間中、相談会場を開設します。
申告書の記入方法など、わからないことがあれば
お気軽にご相談ください。

開設
期間
時間

2月16日(火)～3月15日(火)
午前8時30分～正午、
午後1時～午後5時15分

(土日を除く)

※なお、会場の混雑状況により、受付を早
めに終了する場合がありますので、ご了承
承ください。

申告	相談	会場
<ul style="list-style-type: none"> 八幡防災センター(市役所本庁舎玄関前) 大和庁舎 3階 303会議室 白鳥庁舎 2階 大会議室 高鷲庁舎 2階 第1会議室 美並庁舎 1階 明宝庁舎 第1会議室 和良庁舎 第1会議室 		

ご利用ください(八幡防災センターのみ)

▼夜間相談：2月19日(金)・2月26日(金)・
3月4日(金)の3日間 午後6時～午後8時

▼税理士の無料税務相談：
2月16日(火)～2月29日(月)【土日を除く】
午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

相談対象者

前年分(平成27年1月1日～12月31日)の所得
金額が300万円以下の人で、消費税の課税事
業者である場合は平成25年分の課税売上高が、
3千万円以下の人、給与所得及び年金受給者の
人(ただし、譲渡・山林所得のある人は除きます)

ご準備いただくもの

▼申告書と印鑑が必要です。
▼収入・所得を確認するために：
給与・年金等の源泉徴収票
／営業・農業・不動産の収支
内訳書(作成済のもの)／株・
配当等の取引明細書／特定口
座年間取引明細書／保険の満
期受取金明細書など
▼控除を確認するために：
平成27年中に支払った社会
保険・介護保険・国民健康保
険・個人年金・国民年金・生
命保険・地震保険・医療費等
の証明書または領収書／医療
保険の補てん金明細書／寄附
金受領証明書／医師発行のお
むつ使用証明書／障がい程度
がわかる身体障害者手帳・
医師発行の寝たがり証明書な
ど

▼所得税申告をされる人：

前記ご準備いただくもの
のほか、還付申告する人は口
座番号がわかるもの。所得税
の口座振替を希望する人は口
座番号とその銀行印。住宅借
入金等特別控除を受ける人は
住宅借入金等年末残高証明書
／登記事項証明書／住民票の
写し／売買・請負契約書の写
し／増改築等工事証明書等が
必要になります。

市県民税申告について

平成28年1月1日現在郡上市に住所がある人で、次に該当する人は、申告することをお忘れにならないようご注意ください。ただし、所得税の確定申告をされた人は申告の必要はありません。

■国民健康保険に加入されている人（平成27年中に所得が全くなかった人も含みます）

■平成27年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人

▼営業・農業・不動産・譲渡などの収入があった人

▼給与（日雇・パートなどを含む）所得者で次のいずれかに該当する人：①勤務先から郡上市に給与支払報告書が提出されていない人（金額に関わらず全ての給与が申告の対象です）、②給与所得以外に所得がある人（所得税の確定申告をされた人を除きます）

■市県民税申告書は2月の初めにお届けします。申告に必要な書類等は事前に準備し大切に保管しておいてください。

■次の人には市県民税申告書は送付されません。平成28年1月1日現在で19歳未満の人、平成27年度に市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人。確定申告をされた人。

金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人。確定申告をされた人。

※市県民税申告は、住民税を決定する際の大切な情報になりますので、提出時には所得や控除等の内容を必ず確認のうえ記名押印いただきますようお願いいたします。また、寡婦・寡夫（配偶者を亡くされている人など）、身体障害者手帳がある人は、市県民税申告書に忘れないようにご記入ください。

なお、ご家族で、郡上市に住民票を置いたまま市外で生活している人は、市外での居所市町村と郡上市とで二重課税になるおそれがあるため、裏面の通信欄に市外の居所を記入してご提出ください。その際は扶養の重複や漏れがないかなどをよく確認してください。また、源泉徴収票の添付ができない場合は、勤務先についてご記入ください。

お問い合わせはごちら

■市県民税など市税：総務部税務課 ☎67・1837

■国民健康保険税・高額療養費：健康福祉部保険年金課 ☎67・1822

■介護保険・要介護者の障がい認定・おむつ使用証明書等：

健康福祉部高齢福祉課 ☎67・1807

※身体障害者手帳等：健康福祉部社会福祉課 ☎67・1811
※年金の源泉徴収票・掛金支払証明書：美濃加茂年金事務所 ☎0574・25・8181

※所得税はじめ国税：関税務署 ☎0575・22・2233
（自動音声案内によりご案内します）

※この時期は電話が混み合いご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

関税務署からのお知らせ

消費税の申告、株式・土地等の譲渡所得がある人、贈与税などの申告をされる人は、専門の税務署職員が対応し、パソコンを利用してご自身で確定申告を作成していただきますので、税務署が行う関の申告会場（アピセ・関）へお出かけください。

また申告期間の後半はたいへん混み合いますので、申告相談はお早めに済ませましょう。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください：「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

▼会場：アピセ・関（関市平和通7丁目5番地1）
▼開設日時：2月16日（火）

3月15日（火）【土日を除く】午前9時～午後5時まで
（会場ではパソコンによる申告書作成指導を中心に行っています。なお、会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります）

▼申告・納付期限：所得税と贈与税は3月15日（火）、消費税は3月31日（木）までです。税を安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

※開設期間中は、関税務署では申告書の受け付け、電話での申告に関するご質問等は行っておりませんが、申告書の作成

指導は行っていません。

所得税等の確定申告書はご自身で作成しましょう

■国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」

では、金額等を入力すれば税額などが自動計算されるため誤りが少なくご自分で確定申告書の作成ができます。

また、作成したデータを利用して国税電子申告・納税システム（e-tax）により確定申告書を提出することができます。

アピセ・関 周辺図

